

障企発 0205 第 2 号
こ 支 障 第 23 号
令和 7 年 2 月 5 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

障害福祉施策の推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件」（令和 7 年こども家庭庁告示第 1 号、厚生労働省告示第 1 号）が告示されました（別紙参照）。これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病が新たに 7 疾病追加され、告示される疾病が 369 疾病から 376 疾病へと見直しが行われ、令和 7 年 4 月 1 日より適用されることとなります。

つきましては、別添のとおり周知用のリーフレットを作成しましたので、適宜ご活用いただき、管内の医療機関等に対し今回の改正の周知方お願い申し上げます。

また、その際、事務手続を円滑に進め、難病患者等に必要なサービスを速やかに受けていただく観点から、障害福祉サービス等の申請に必要な診断書や障害支援区分の認定に必要な医師意見書等の作成に当たっては、別添リーフレットにある対象疾病一覧の疾病名を記載することについて御配慮いただけますよう、併せて、周知方お願い申し上げます。

なお、障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となります。

そのため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 69 号）に基づく特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者ご本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、特段のご配慮をお願い申し上げます。